

環 境 ク リ ー ン セ ン タ ー
コ ン プ レ ッ サ ー 年 次 点 検 整 備 業 務
仕 様 書

平 成 2 8 年 度

第1章 一般仕様

[1] 業務概要

本業務は箕面市環境クリーンセンター内に設置された計装用コンプレッサ2基、プラント用コンプレッサ1基、BF用コンプレッサ2基について、定期的、総合的な保守点検整備を実施することにより、耐用年数の伸長をはかり、施設の運転が円滑に遂行されるよう、行うものである。

[2] 一般事項

1. 本業務は法令、仕様書、取扱説明書並びに関係諸官庁の規則に準拠し、担当職員の指示に従い完全に施工する。
2. 本仕様書は本業務の基本的内容について定めたものであり、記載されていない事項であっても、当然必要と思われるものについては受託者の責任において、施工しなければならない。
3. 本仕様書において疑義が生じた場合は、その都度担当職員と協議し、その指示に従うものとする。
4. 施工写真
施工状況が詳しくわかる写真を提出するものとする。(例：分解前、分解中、分解後、組立中、組立後、取付部品、取外部品)
なお、本市担当職員が、不要としたものについては、これを免除する。
5. 提出図書(原則としてA4判とする)
 - 1) 点検報告書等成果資料
 - 2) 施工写真綴
 - 3) 他必要書類
6. その他
 - 1) 関係法令の遵守
本業務の施工にあたっては関係法令等を遵守しなければならない。関係諸官公庁への申請、届出等の必要がある場合には、その手数料については、受託者負担とし、その手続きは本市と相談の上、受託者が行うものとする。
 - 2) 労務災害の防止
施工中の危険防止対策を充分に行い、また、労務災害の発生がないよう努めること。特に、ダイオキシン類に対するばく露対策は、労基法及び関連通達等を遵守し、充分に行うこと。
 - 3) 施工開始と復旧
施工当日においては、本市担当職員に、作業開始前、当日の作業内容の説明並びに作業人員数の報告を行い、終了後に作業実績の報告を行うこと。

施工開始時には安全上必要なバルブの開閉及び電源の入切を行うとともに、事前に担当職員に連絡すること。また、復旧時においても、復旧後、速やかに担当職員に連絡すること。

機器の運転を行う場合には、必ず事前に本市担当職員に了解を得て、行うこと。

[3] 施工日時

各機器の個別の保守点検日については、本市担当職員と協議の上、決定のこと。

[4] 業務内容

業務の内容は、第2章に定める保守点検仕様のとおりとする。

第2章 年次点検仕様

本仕様は、本業務等に関する実施事項について定めるものである。

- 1) A系計装用コンプレッサ (機種：SWS37SD-67 Ser. 283PAS0086)
 - イ. 24,000時間定期点検整備
 - ロ. 定期交換部品の交換
 - ハ. オイル交換 (オイルは受託者にて用意すること/純正オイル)
- 2) B系計装用コンプレッサ (機種：SWS37SD-67 Ser. 283PAS0088)
 - イ. 6,000時間定期点検整備
 - ロ. 定期交換部品の交換
 - ハ. オイル交換 (オイルは受託者にて用意すること/純正オイル)
- 3) プラント用コンプレッサ (機種：SWS37UD-68 Ser. K586AU00065)
 - イ. 6,000時間定期点検整備
 - ロ. 定期交換部品の交換
 - ハ. オイル交換 (オイルは受託者にて用意すること/純正オイル)
- 4) A系BF用コンプレッサ (機種：SAS22PSD-66 Ser. 543PAS0418)
 - イ. 6,000時間定期点検整備
 - ロ. 定期交換部品の交換 (オイルクーラー<支給品>取替含む)
 - ハ. オイル交換 (オイルは受託者にて用意すること/純正オイル)
- 5) B系BF用コンプレッサ (機種：SAS22PSD-66 Ser. 543PAS0419)
 - イ. 12,000時間定期点検整備
 - ロ. 定期交換部品の交換
 - ハ. オイル交換 (オイルは受託者にて用意すること/純正オイル)